

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年3月13日

【四半期会計期間】 第27期第2四半期(自平成25年11月1日至平成26年1月31日)

【会社名】 株式会社アルデプロ

【英訳名】 ARDEPRO Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 久保玲士

【本店の所在の場所】 東京都新宿区新宿三丁目1番24号

【電話番号】 03(5367)2001 (代表)

【事務連絡者氏名】 代表取締役社長 久保玲士

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区新宿三丁目1番24号

【電話番号】 03(5367)2001 (代表)

【事務連絡者氏名】 代表取締役社長 久保玲士

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第26期 第2四半期累計期間	第27期 第2四半期累計期間	第26期
会計期間	自 平成24年 8月 1日 至 平成25年 1月31日	自 平成25年 8月 1日 至 平成26年 1月31日	自 平成24年 8月 1日 至 平成25年 7月31日
売上高 (千円)	1,619,743	1,746,811	3,153,534
経常利益又は経常損失 () (千円)	337,233	50,467	532,328
四半期(当期)純利益 (千円)	214,719	53,348	3,400,713
持分法を適用した 場合の投資利益 (千円)			
資本金 (千円)	100,000	100,000	700,000
発行済株式総数 (株)	普通株式 10,036,871 A種優先株式 8,916 B種優先株式 13,980 C種優先株式 2,160,476 D種優先株式 2,160,410 E種優先株式 138,822	普通株式 22,604,665 A種優先株式 8,916 C種優先株式 824,355 D種優先株式 2,160,410 E種優先株式 138,822	普通株式 19,008,860 A種優先株式 8,916 B種優先株式 13,773 C種優先株式 2,160,476 D種優先株式 2,160,410 E種優先株式 138,822
純資産額 (千円)	4,128,042	310,207	257,951
総資産額 (千円)	1,064,580	1,052,060	803,257
1株当たり四半期(当期)純 利益金額 (円)	2.14	0.25	33.81
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)			
1株当たり配当額 (円)	普通株式 () A種優先株式 () B種優先株式 () C種優先株式 () D種優先株式 () E種優先株式 () ()	普通株式 () A種優先株式 () C種優先株式 () D種優先株式 () E種優先株式 () ()	普通株式 () A種優先株式 () B種優先株式 () C種優先株式 () D種優先株式 () E種優先株式 () ()
自己資本比率 (%)	387.9	29.4	31.9

回次	第26期 第2四半期累計期間	第27期 第2四半期累計期間	第26期
会計期間	自 平成24年8月1日 至 平成25年1月31日	自 平成25年8月1日 至 平成26年1月31日	自 平成24年8月1日 至 平成25年7月31日
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	1,186,628	793,678	1,856,439
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	128,498	2,158	228,653
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	1,503,446	486,301	1,518,890
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (千円)	22,811	467,797	777,333

回次	第26期 第2四半期会計期間	第27期 第2四半期会計期間
会計期間	自 平成24年11月1日 至 平成25年1月31日	自 平成25年11月1日 至 平成26年1月31日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	0.42	0.20

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2. 当社には関連会社がありませんので、持分法を適用した場合の投資利益は記載しておりません。
3. 当社は、平成26年2月1日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、1株当たり四半期(当期)純利益金額および潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額は、当該株式分割が前事業年度の期首に行われたと仮定して算定しております。
4. 第26期、第26期第2四半期累計期間および第27期第2四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第2四半期累計期間において、当社において営まれている事業の内容について重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

当社は、当第2四半期累計期間において金融機関に対して債務免除の要請を行っております。また、平成25年7月期の優先株式に対する配当は実施しておりません。これらの状況により、継続企業の前提に関する重要な事象等が存在しております。

2 【経営上の重要な契約等】

当社は、平成26年1月16日開催の取締役会において、株式会社S&Standard株式会社の全株式を取得して子会社とすることを決議し、平成26年1月16日付で株式譲渡契約を締結の上、平成26年2月3日に子会社化いたしました。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第2四半期累計期間におけるわが国経済は、政府の経済対策や日本銀行による金融政策等により、個人消費や企業収益に持ち直しの動きがみられるなど、景気はゆるやかに回復しております。先行きにつきましては、平成26年4月からの消費増税による不透明感が残るものの、東京オリンピック招致決定に伴う需要拡大や政府による成長戦略の加速が期待されます。

当社が属する不動産業界におきましては、首都圏の中古マンションの成約件数は平成24年9月から前年同月比プラスを継続し堅調に推移しており、特に平成25年8月から平成25年12月までは前年同月比2ケタ増で推移しました。

一方、東京都心5区のオフィス空室率は平成24年6月の9.43%をピークに平成26年1月には7.18%へ低下しております。平均賃料は長く下落傾向が続いておりますが、平成25年12月が16,207円/坪、平成26年1月が16,242円/坪と底打ちの兆しがみられます。

このような環境下、当社は当第2四半期累計期間において、首都圏を中心に新規に販売用不動産を仕入れ、売却活動を活発化させました。

こうしたことから、当第2四半期累計期間における不動産売上高は17億24百万円となりました。一方、不動産賃貸収益等事業の売上高は収入手数料等の売上があり、22百万円となりました。

以上の結果、売上高は17億46百万円（前年同期比7.8%増）、営業利益は62百万円（前年同期は3億13百万円の営業損失）、経常利益は50百万円（前年同期は3億37百万円の経常損失）となりました。特別利益として債務免除益を2百万円、新株予約権戻入益を1百万円計上し、四半期純利益は53百万円（前年同期比75.2%減）となりました。

セグメント別の状況は次のとおりです。

(不動産再活事業)

当第2四半期累計期間において、首都圏を中心に新規に販売用不動産を仕入れ、売却活動を活発化させた結果、売上高は17億24百万円（前年同期比9.1%増）、営業利益は1億33百万円（前年同期は1億92百万円の営業損失）となりました。

(不動産賃貸収益等事業)

当事業においては当社が保有する不動産物件からの受取賃料や収入手数料を計上しております。当第2四半期累計期間における不動産賃貸収益等事業の売上高は22百万円（前年同期比43.0%減）、営業利益は15百万円（前年同期は11百万円の営業損失）となりました。

（2）財政状態の分析

当第2四半期会計期間における総資産は10億52百万円となり、前事業年度末比2億48百万円の増加となりました。これは、流動資産において主に販売用不動産を仕入れ、販売用不動産が同5億35百万円増加したことによるものであります。負債は7億41百万円となり、前事業年度末比1億96百万円の増加となりました。これは、主に短期借入金と同4億90百万円増加したこと、未払金と同3億19百万円減少したことなどによるものであります。

純資産は、当第2四半期会計期間において四半期純利益を53百万円計上し、3億10百万円となっております。

（3）キャッシュ・フローの状況

当第2四半期累計期間末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）の残高は4億67百万円（前年同四半期末の残高は22百万円）となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期累計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは7億93百万円の減少（前年同四半期は11億86百万円の増加）となりました。これは、主に販売用不動産を仕入れたため、たな卸資産の増加に伴う資金の減少5億35百万円や未払金等の流動負債の支払いによる資金の減少2億87百万円などによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期累計期間における投資活動によるキャッシュ・フローは2百万円の減少（前年同四半期は1億28百万円の増加）となりました。これは、主に有形固定資産の取得による減少1百万円や差入保証金の差入による減少1百万円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期累計期間における財務活動によるキャッシュ・フローは4億86百万円の増加（前年同四半期は15億3百万円の減少）となりました。これは、主に短期借入金の増加による資金の増加4億90百万円によるものであります。

（4）事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期累計期間において、当会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

（5）研究開発活動

該当事項はありません。

（6）事業等のリスクに記載した重要事象等についての分析・検討内容及び当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間末現在において当社が判断したものであります。

当社は、当第2四半期累計期間において金融機関に対して債務免除の要請を行っております。また、平成25年7月期の優先株式に対する配当は実施しておりません。これらの状況により、継続企業の前提に関する重要な事象等が存在しております。

当社は、平成24年7月期においては純資産が43億42百万円の債務超過の状態でありましたが、平成25年7月期において第三者割当増資（このうち4億49百万円は債務の株式化で、新たな資金調達の額は7億50百万円）を行い、平成25年7月期に純資産の額が2億57百万円となり、債務超過を解消しました。また、平成26年7月期第2四半期累計期間において、営業利益62百万円、経常利益50百万円、四半期純利益53百万円を計上し、営業利益、経常利益は黒字転換しました。

当社は、上記の第三者割当増資により財務基盤が整ったこと、また、平成26年7月期第2四半期累計期間にはノンバンクからの借入を行い、負債性資金の確保ができたこと、平成25年8月22日付で営業部を新設し仕入活動および販売活動を本格化させていることなど、業績回復への体制が整ってきたと判断しております。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	85,117,052
A種優先株式	8,916
B種優先株式	26,701
C種優先株式	2,160,476
D種優先株式	2,160,410
E種優先株式	138,822
譲渡制限種類株式	1,818,182
計	91,430,559

(注) 平成25年9月25日開催の取締役会及び平成25年10月30日開催の定時株主総会並びに必要な種類株主総会の決議により、平成26年2月1日付で株式分割に伴う定款の一部変更が行われ、普通株式の発行可能株式総数は766,053,468株増加し、851,170,520株となっております。

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成26年1月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成26年3月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	22,604,665	226,046,650	東京証券取引所 マザーズ	単元株制度は採用しておりません。(注)2、3
A種優先株式	8,916	8,916		単元株制度は採用しておりません。(注)4、5
C種優先株式	824,355	824,355		単元株制度は採用しておりません。(注)4、6
D種優先株式	2,160,410	2,160,410		単元株制度は採用しておりません。(注)4、7
E種優先株式	138,822	138,822		単元株制度は採用しておりません。(注)4、8
計	25,737,168	229,179,153		

(注) 1 「提出日現在発行数」欄には、平成26年3月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

- 2 平成25年9月25日開催の取締役会決議により、平成26年2月1日付で1株を10株に株式分割しております。
- 3 平成25年9月25日開催の取締役会決議及び平成25年10月30日開催の当社定時株主総会並びに必要な種類株主総会の決議により、平成26年2月1日付で単元株制度を採用し、単元株式数は100株であります。
- 4 A種、C種、D種およびE種優先株式は、現物出資(借入金の株式化 19,193百万円)によって発行されたものであります。
- 5 A種優先株式の内容は次のとおりであります。

1. 剰余金の配当

(1) A種優先配当金

当社は、期末配当金の支払いを行うときは、A種優先株式を有する株主(以下「A種優先株主」という。)またはA種優先株式の登録株式質権者(以下「A種優先登録株式質権者」という。)に対し、第7項(1)の定める支払順位に従い、A種優先株式1株につき下記(2)に定める額の金銭(以下「A種優先配当金」という。)を支払う。但し、当該期末配当金にかかる基準日の属する事業年度中の日を基準日

として下記(3)に定めるA種優先中間配当金を支払ったときは、当該A種優先中間配当金を控除した額とする。

(2) A種優先配当金の額

A種優先配当金の額は、300,000円に、それぞれの事業年度毎に以下の年率（以下「A種優先配当率」という。）を乗じて算出した額とする。但し、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

2011年度および2012年度 = 0.1%

2013年度および2014年度 = 0.3%

2015年度以降 = 0.5%

(3) A種優先中間配当金

当社は、中間配当金の支払いを行うときは、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、第7項(1)の定める支払順位に従い、上記(2)に定める額の2分の1を限度として、取締役会の決議で定める額の金銭（以下「A種優先中間配当金」という。）を支払うものとする。

(4) 非累積条項

A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して支払うA種優先株式1株当たりの剰余金の配当の額がA種優先配当金の額に達しないときであっても、そのA種優先株式1株当たりの不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(5) 非参加条項

A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。

2. 残余財産の分配

(1) A種優先残余財産分配金

当社の残余財産の分配をするときは、第7項(2)の定める支払順位に従い、A種優先株式1株につき、300,000円を支払う。

(2) 非参加条項

A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、上記(1)のほか残余財産の分配は行わない。

3. 議決権

A種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

4. 普通株式を対価とする取得請求権

A種優先株主は、2021年11月1日（当該日が営業日ではない場合には、翌営業日）の翌営業日以降2030年7月28日（同日を含む。）までの間（以下「A種転換請求期間」という。）いつでも、当社に対して、普通株式の交付と引換えに、その有するA種優先株式の全部または一部を取得することを請求することができるものとし、当社はA種優先株主が取得の請求をしたA種優先株式を取得するのと引換えに、次に定める数の普通株式を、当該A種優先株主に対して交付するものとする。

(1) A種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

A種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、転換請求にかかるA種優先株式の数に300,000円を乗じて得られる額を、下記に定める取得価額で除して得られる数とする。なお、A種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付はしない。

(2) 取得価額

当初取得価額は、3,704円とする。

(3) 取得価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

普通株式につき株式の分割または株式無償割当てをする場合、以下の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、下記の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後の取得価額は、株式の分割にかかる基準日または株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降これを適用する。

普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または当社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本(3)において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合または合併、株式交換もしくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。調整後の取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また、株主への割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\left(\text{発行済普通株式の数} - \text{当社が保有する普通株式の数} \right) + \frac{\text{新たに発行する普通株式の数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{普通株式1株当たりの時価}}}{\left(\text{発行済普通株式の数} - \text{当社が保有する普通株式の数} \right) + \text{新たに発行する普通株式の数}}$$

当社に取得をさせることによりまたは当社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行または処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日。以下本において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行または処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。

行使することによりまたは当社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の合計額が下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日。以下本において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使されまたは取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。但し、本による取得価額の調整は、当社の取締役、監査役または従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。

- (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記 および のいずれかに該当する場合には、当社はA種優先株主およびA種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整後の取得価額、適用の日およびその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行うものとする。

合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継または新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。

前 のほか、普通株式の発行済株式の総数（但し、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。

- (c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (d) 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の

毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。

(e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。

5. 金銭を対価とする取得請求権

A種優先株主は、2015年11月1日以降2021年11月1日（当該日が営業日ではない場合には、翌営業日）まで（以下「償還期間」という。）の毎年11月1日（当該日が営業日ではない場合には、翌営業日）、法令上可能な範囲で、かつ下記(1)および(2)に定める上限の範囲内において、当社に対して、金銭の交付と引換えに、その有するA種優先株式の全部または一部を取得することを請求（以下「償還請求」という。）することができるものとし、当社はA種優先株主が償還請求をしたA種優先株式を取得するのと引換えに、下記(3)に定める額（以下「任意償還価額」という。）の金銭を、当該A種優先株主に対して交付するものとする。なお、下記(1)および(2)に定める上限を超えて償還請求が行われた場合、取得すべきA種優先株式は、償還請求が行われたA種優先株式の数に応じた按分比例の方法による。

(1) 任意償還価額の上限

A種優先株主は、本項に基づくA種優先株主による償還請求がなされた日（以下「償還請求日」という。）の前日における分配可能額が1億円を上回る場合に限り、当該上回る金額を任意償還価額の上限として、償還請求をすることができる。

(2) 取得株式数の上限

A種優先株主は、各償還請求日において、A種優先株式1,784株を上限として、償還請求をすることができる。

(3) 任意償還価額

任意償還価額は、A種優先株1株につき、300,000円とする。

6. 普通株式を対価とする取得条項

当社は、A種転換請求期間中に取得請求のなかったA種優先株式の全部を、A種転換請求期間の末日の翌日以降いつでも、当社取締役会が別に定める日（以下「強制転換日」という。）が到来することをもって普通株式の交付と引換えに取得するものとし、当社は、かかるA種優先株式を取得するのと引換えに、かかるA種優先株式の数に300,000円を乗じて得られる額を、2030年7月28日における取得価額で除して得られる数の普通株式をA種優先株主に対して交付するものとする。A種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

7. 金銭を対価とする取得条項

(1) 当社は、いつでも、当社取締役会が別に定める日（以下「強制償還日」という。）が到来することをもって、法令上可能な範囲で、金銭の交付と引換えに、A種優先株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当社は、かかるA種優先株式を取得するのと引換えに、下記(2)に定める額（以下「強制償還価額」という。）の金銭をA種優先株主に対して交付するものとする。なお、A種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。

(2) 強制償還価額

強制償還価額は、A種優先株式1株につき、300,000円とする。

8. 株式の併合または分割、募集株式の割当て等

(1) 当社は、A種優先株式について株式の併合または分割は行わない。

(2) 当社は、A種優先株主には募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。

9. 優先順位

(1) A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式、譲渡制限種類株式および普通株式にかかる剰余金の配当の支払順位は、A種優先株式にかかる剰余金の配当を第1順位とし、B種優先株式、C種優先株式およびD種優先株式にかかる剰余金の配当を第2順位（それらの間では同順位とし、B種優先株主の有するB種優先株式の数にB種優先配当金を乗じて得られる額、C種優先株主の有するC種優先株式の数にC種優先配当金を乗じて得られる額およびD種優先株主の有するD種優先株式の数にD種優先配当金を乗じて得られる額に応じて配当財産を割り当てる。）とし、E種優先株式にかかる剰余金の配当を第3順位とし、譲渡制限種類株式および普通株式にかかる剰余金の配当を第4順位（それらの間では同順位かつ同額とする。）とする。

(2) A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式、譲渡制限種類株式および普通株式にかかる残余財産の分配の支払順位は、A種優先株式にかかる残余財産の分配を第1順位とし、B種優先株式、C種優先株式およびD種優先株式にかかる残余財産の分配を第2順位（それらの間では同順位とし、B種優先株主の有するB種優先株式の数にB種優先残余財産分配金を乗じて得られる額、C種優先株主の有するC種優先株式の数にC種優先残余財産分配金を乗じて得られる額およびD種優先株主の有するD種優先株式の数にD種優先残余財産分配金を乗じて得られる額に応じて残余財産を

- 割り当てる。)とし、E種優先株式にかかる残余財産の分配を第3順位とし、譲渡制限種類株式および普通株式にかかる残余財産の分配を第4順位(それらの間では同順位かつ同額とする。)とする。
- (3) 本内容におけるB種優先配当金、C種優先配当金、D種優先配当金、B種優先残余財産分配金、C種優先残余財産分配金およびD種優先残余財産分配金の用語は、いずれも定款第2章の2で定義される意味で用いられる。
10. 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無
種類株主総会の決議を要しない旨の定款の定めはありません。
11. 株主総会において議決権を有しない理由
資本の増強にあたり、既存の株主への影響を考慮したためであります。
- 6 C種優先株式の内容は次のとおりであります。
1. 剰余金の配当
- (1) C種優先配当金
当社は、期末配当金の支払いを行うときは、C種優先株式を有する株主(以下「C種優先株主」という。)またはC種優先株式の登録株式質権者(以下「C種優先登録株式質権者」という。)に対し、第8項(1)の定める支払順位に従い、C種優先株式1株につき下記(2)に定める額の金銭(以下「C種優先配当金」という。)を支払う。但し、当該期末配当金にかかる基準日の属する事業年度中の日を基準日として下記(3)に定めるC種優先中間配当金を支払ったときは、当該C種優先中間配当金を控除した額とする。
- (2) C種優先配当金の額
C種優先配当金の額は、3,704円に、それぞれの事業年度毎に下記の年率(以下「C種優先配当年率」という。)を乗じて算出した額とする。但し、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- 2011年度および2012年度 = 0.1%
2013年度および2014年度 = 0.3%
2015年度以降 = 0.5%
- (3) C種優先中間配当金
当社は、中間配当金の支払いを行うときは、C種優先株主またはC種優先登録株式質権者に対し、第8項(1)の定める支払順位に従い、上記(2)に定める額の2分の1を限度として、取締役会の決議で定める額の金銭(以下「C種優先中間配当金」という。)を支払うものとする。
- (4) 非累積条項
C種優先株主またはC種優先登録株式質権者に対して支払うC種優先株式1株当たりの剰余金の配当の額がC種優先配当金の額に達しないときであっても、そのC種優先株式1株当たりの不足額は翌事業年度以降に累積しない。
- (5) 非参加条項
C種優先株主またはC種優先登録株式質権者に対しては、C種優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。
2. 残余財産の分配
- (1) C種優先残余財産分配金
当社の残余財産の分配をするときは、第8項(2)の定める支払順位に従い、C種優先株式1株につき、3,704円(以下「C種優先残余財産分配金」という。)を支払う。
- (2) 非参加条項
C種優先株主またはC種優先登録株式質権者に対しては、上記(1)のほか残余財産の分配は行わない。
3. 議決権
C種優先株主は、株主総会において議決権を有する。
4. 普通株式を対価とする取得請求権
C種優先株主は、2013年7月28日以降2022年7月28日(同日を含む。)までの間(以下「C種転換請求期間」という。)いつでも、当社に対して、普通株式の交付と引換えに、その有するC種優先株式の全部または一部を取得することを請求することができるものとし、当社はC種優先株主が取得の請求をしたC種優先株式を取得すると引換えに、次に定める数の普通株式を、当該C種優先株主に対して交付するものとする。
- (1) C種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数
C種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、転換請求にかかるC種優先株式の数に3,704円を乗じて得られる額を、下記に定める取得価額で除して得られる数とする。なお、C種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付はしない。
- (2) 取得価額
当初取得価額は、3,704円とする。
- (3) 取得価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

普通株式につき株式の分割または株式無償割当てをする場合、以下の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、下記の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後の取得価額は、株式の分割にかかる基準日または株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降これを適用する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または当社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本(3)において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合または合併、株式交換もしくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。調整後の取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また、株主への割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\left(\text{発行済普通株式の数} - \text{当社が保有する普通株式の数} \right) + \frac{\text{新たに発行する普通株式の数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{普通株式1株当たりの時価}}}{\left(\text{発行済普通株式の数} - \text{当社が保有する普通株式の数} \right) + \text{新たに発行する普通株式の数}}$$

当社に取得をさせることによりまたは当社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行または処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本 において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日。以下本 において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行または処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。

行使することによりまたは当社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の合計額が下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日。以下本 において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使されまたは取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。但し、本 による取得価額の調整は、当社の取締役、監査役または従業員に

対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。

- (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記 および のいずれかに該当する場合には、当社はC種優先株主およびC種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整後の取得価額、適用の日およびその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行うものとする。

合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継または新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。

前 のほか、普通株式の発行済株式の総数（但し、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。

- (c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (d) 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。
- (e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。

5. 普通株式を対価とする取得条項

当社は、C種転換請求期間中に取得請求のなかったC種優先株式の全部を、C種転換請求期間の末日の翌日以降いつでも、当社取締役会が別に定める日（以下「強制転換日」という。）が到来することをもって普通株式の交付と引換えに取得するものとし、当社は、かかるC種優先株式を取得するのと引換えに、かかるC種優先株式の数に3,704円を乗じて得られる額を、2022年7月28日における取得価額で除して得られる数の普通株式をC種優先株主に対して交付するものとする。C種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

6. 金銭を対価とする取得条項

- (1) 当社は、いつでも、当社取締役会が別に定める日（以下「強制償還日」という。）が到来することをもって、法令上可能な範囲で、金銭の交付と引換えに、C種優先株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当社は、かかるC種優先株式を取得するのと引換えに、下記(2)に定める額（以下「強制償還価額」という。）の金銭をC種優先株主に対して交付するものとする。なお、C種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。

(2) 強制償還価額

強制償還価額は、C種優先株式1株につき、3,704円とする。

7. 株式の併合または分割、募集株式の割当て等

- (1) 当社は、C種優先株式について株式の併合または分割は行わない。
- (2) 当社は、C種優先株主には募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。

8. 優先順位

- (1) A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式、譲渡制限種類株式および普通株式にかかる剰余金の配当の支払順位は、A種優先株式にかかる剰余金の配当を第1順位とし、B種優先株式、C種優先株式およびD種優先株式にかかる剰余金の配当を第2順位（それらの間では同順位とし、B種優先株主の有するB種優先株式の数にB種優先配当金を乗じて得られる額、C種優先株主の有するC種優先株式の数にC種優先配当金を乗じて得られる額およびD種優先株主の有するD種優先株式の数にD種優先配当金を乗じて得られる額に応じて配当財産を割り当てる。）とし、E種優先株式にかかる剰余金の配当を第3順位とし、譲渡制限種類株式および普通株式にかかる剰余金の配当を第4順位（それらの間では同順位かつ同額とする。）とする。
- (2) A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式、譲渡制限種類株式および普通株式にかかる残余財産の分配の支払順位は、A種優先株式にかかる残余財産の分配を第1順位とし、B種優先株式、C種優先株式およびD種優先株式にかかる残余財産の分配を第2順位（それらの間では同順位とし、B種優先株主の有するB種優先株式の数にB種優先残余財産分配金を乗じて得られる額、C種優先株主の有するC種優先株式の数にC種優先残余財産分配金を乗じて得られる額およびD種優先株主の有するD種優先株式の数にD種優先残余財産分配金を乗じて得られる額に応じて残余財産を割り当てる。）とし、E種優先株式にかかる残余財産の分配を第3順位とし、譲渡制限種類株式および普通株式にかかる残余財産の分配を第4順位（それらの間では同順位かつ同額とする。）とする。
- (3) 本内容におけるB種優先配当金、D種優先配当金、B種優先残余財産分配金およびD種優先残余財産分配金の用語は、いずれも定款第2章の2で定義される意味で用いられる。

9. 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無
種類株主総会の決議を要しない旨の定款の定めはありません。
10. 株主総会において議決権を有する理由
当社のガバナンスの観点から議決権を有しております。
7. D種優先株式の内容は次のとおりであります。
1. 剰余金の配当
- (1) D種優先配当金
当社は、期末配当金の支払いを行うときは、D種優先株式を有する株主（以下「D種優先株主」という。）またはD種優先株式の登録株式質権者（以下「D種優先登録株式質権者」という。）に対し、第8項(1)の定める支払順位に従い、D種優先株式1株につき下記(2)に定める額の金銭（以下「D種優先配当金」という。）を支払う。但し、当該期末配当金にかかる基準日の属する事業年度中の日を基準日として下記(3)に定めるD種優先中間配当金を支払ったときは、当該D種優先中間配当金を控除した額とする。
- (2) D種優先配当金の額
D種優先配当金の額は、3,704円に、それぞれの事業年度毎に下記の年率（以下「D種優先配当年率」という。）を乗じて算出した額とする。但し、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
2011年度および2012年度 = 0.1%
2013年度および2014年度 = 0.3%
2015年度以降 = 0.5%
- (3) D種優先中間配当金
当社は、中間配当金の支払いを行うときは、D種優先株主またはD種優先登録株式質権者に対し、第8項(1)の定める支払順位に従い、上記(2)に定める額の2分の1を限度として、取締役会の決議で定める額の金銭（以下「D種優先中間配当金」という。）を支払うものとする。
- (4) 非累積条項
D種優先株主またはD種優先登録株式質権者に対して支払うD種優先株式1株当たりの剰余金の配当の額がD種優先配当金の額に達しないときであっても、そのD種優先株式1株当たりの不足額は翌事業年度以降に累積しない。
- (5) 非参加条項
D種優先株主またはD種優先登録株式質権者に対しては、D種優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。
2. 残余財産の分配
- (1) D種優先残余財産分配金
当社の残余財産の分配をするときは、第8項(2)の定める支払順位に従い、D種優先株式1株につき、3,704円（以下「D種優先残余財産分配金」という。）を支払う。
- (2) 非参加条項
D種優先株主またはD種優先登録株式質権者に対しては、上記(1)のほか残余財産の分配は行わない。
3. 議決権
D種優先株主は、株主総会において議決権を有する。
4. 普通株式を対価とする取得請求権
D種優先株主は、2015年7月28日以降2024年7月28日（同日を含む。）までの間（以下「D種転換請求期間」という。）いつでも、当社に対して、普通株式の交付と引換えに、その有するD種優先株式の全部または一部を取得することを請求することができるものとし、当社はD種優先株主が取得の請求をしたD種優先株式を取得するのと引換えに、次に定める数の普通株式を、当該D種優先株主に対して交付するものとする。
- (1) D種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数
D種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、転換請求にかかるD種優先株式の数に3,704円を乗じて得られる額を、下記に定める取得価額で除して得られる数とする。なお、D種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付はしない。
- (2) 取得価額
当初取得価額は、3,704円とする。
- (3) 取得価額の調整
(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。
普通株式につき株式の分割または株式無償割当てをする場合、以下の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、下記の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発

行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後の取得価額は、株式の分割にかかる基準日または株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降これを適用する。

普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または当社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本(3)において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合または合併、株式交換もしくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。調整後の取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また、株主への割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\left(\text{発行済普通株式の数} - \text{当社が保有する普通株式の数} \right) + \frac{\text{新たに発行する普通株式の数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{普通株式1株当たりの時価}}}{\left(\text{発行済普通株式の数} - \text{当社が保有する普通株式の数} \right) + \text{新たに発行する普通株式の数}}$$

当社に取得をさせることによりまたは当社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行または処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日。以下本において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行または処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。

行使することによりまたは当社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の合計額が下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日。以下本において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使されまたは取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。但し、本による取得価額の調整は、当社の取締役、監査役または従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。

- (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記 および のいずれかに該当する場合には、当社はD種優先株主およびD種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調

整後の取得価額、適用の日およびその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行うものとする。

合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継または新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。

前 のほか、普通株式の発行済株式の総数（但し、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。

- (c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (d) 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。
- (e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。

5. 普通株式を対価とする取得条項

当社は、D種転換請求期間中に取得請求のなかったD種優先株式の全部を、D種転換請求期間の末日の翌日以降いつでも、当社取締役会が別に定める日（以下「強制転換日」という。）が到来することをもって普通株式の交付と引換えに取得するものとし、当社は、かかるD種優先株式を取得するのと引換えに、かかるD種優先株式の数に3,704円を乗じて得られる額を、2024年7月28日における取得価額で除して得られる数の普通株式をD種優先株主に対して交付するものとする。D種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

6. 金銭を対価とする取得条項

- (1) 当社は、いつでも、当社取締役会が別に定める日（以下「強制償還日」という。）が到来することをもって、法令上可能な範囲で、金銭の交付と引換えに、D種優先株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当社は、かかるD種優先株式を取得するのと引換えに、下記(2)に定める額（以下「強制償還価額」という。）の金銭をD種優先株主に対して交付するものとする。なお、D種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。

(2) 強制償還価額

強制償還価額は、D種優先株式1株につき、3,704円とする。

7. 株式の併合または分割、募集株式の割当て等

- (1) 当社は、D種優先株式について株式の併合または分割は行わない。
- (2) 当社は、D種優先株主には募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。

8. 優先順位

- (1) A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式、譲渡制限種類株式および普通株式にかかる剰余金の配当の支払順位は、A種優先株式にかかる剰余金の配当を第1順位とし、B種優先株式、C種優先株式およびD種優先株式にかかる剰余金の配当を第2順位（それらの間では同順位とし、B種優先株主の有するB種優先株式の数にB種優先配当金を乗じて得られる額、C種優先株主の有するC種優先株式の数にC種優先配当金を乗じて得られる額およびD種優先株主の有するD種優先株式の数にD種優先配当金を乗じて得られる額に応じて配当財産を割り当てる。）とし、E種優先株式にかかる剰余金の配当を第3順位とし、譲渡制限種類株式および普通株式にかかる剰余金の配当を第4順位（それらの間では同順位かつ同額とする。）とする。
- (2) A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式、譲渡制限種類株式および普通株式にかかる残余財産の分配の支払順位は、A種優先株式にかかる残余財産の分配を第1順位とし、B種優先株式、C種優先株式およびD種優先株式にかかる残余財産の分配を第2順位（それらの間では同順位とし、B種優先株主の有するB種優先株式の数にB種優先残余財産分配金を乗じて得られる額、C種優先株主の有するC種優先株式の数にC種優先残余財産分配金を乗じて得られる額およびD種優先株主の有するD種優先株式の数にD種優先残余財産分配金を乗じて得られる額に応じて残余財産を割り当てる。）とし、E種優先株式にかかる残余財産の分配を第3順位とし、譲渡制限種類株式および普通株式にかかる残余財産の分配を第4順位（それらの間では同順位かつ同額とする。）とする。
- (3) 本内容におけるB種優先配当金、C種優先配当金、B種優先残余財産分配金およびC種優先残余財産分配金の用語は、いずれも定款第2章の2で定義される意味で用いられる。

9. 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無

種類株主総会の決議を要しない旨の定款の定めはありません。

10. 株主総会において議決権を有する理由

当社のガバナンスの観点から議決権を有しております。

8 E種優先株式の内容は次のとおりであります。

1. 剰余金の配当

(1) E種優先配当金

当社は、期末配当金の支払いを行うときは、E種優先株式を有する株主（以下「E種優先株主」という。）またはE種優先株式の登録株式質権者（以下「E種優先登録株式質権者」という。）に対し、第8項(1)の定める支払順位に従い、E種優先株式1株につき下記(2)に定める額の金銭（以下「E種優先配当金」という。）を支払う。但し、当該期末配当金にかかる基準日の属する事業年度中の日を基準日として下記(3)に定めるE種優先中間配当金を支払ったときは、当該E種優先中間配当金を控除した額とする。

(2) E種優先配当金の額

E種優先配当金の額は、3,704円に、事業年度毎に0.05%を乗じて算出した額とする。但し、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(3) E種優先中間配当金

当社は、中間配当金の支払いを行うときは、E種優先株主またはE種優先登録株式質権者に対し、第8項(1)の定める支払順位に従い、上記(2)に定める額の2分の1を限度として、取締役会の決議で定める額の金銭（以下「E種優先中間配当金」という。）を支払うものとする。

(4) 非累積条項

E種優先株主またはE種優先登録株式質権者に対して支払うE種優先株式1株当たりの剰余金の配当の額がE種優先配当金の額に達しないときであっても、そのE種優先株式1株当たりの不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(5) 非参加条項

E種優先株主またはE種優先登録株式質権者に対しては、E種優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。

2. 残余財産の分配

(1) E種優先残余財産分配金

当社の残余財産の分配をするときは、第8項(2)の定める支払順位に従い、E種優先株式1株につき、3,704円を支払う。

(2) 非参加条項

E種優先株主またはE種優先登録株式質権者に対しては、上記(1)のほか残余財産の分配は行わない。

3. 議決権

E種優先株主は、株主総会において議決権を有する。

4. 普通株式を対価とする取得請求権

E種優先株主は、2019年7月28日以降2030年7月28日（同日を含む。）までの間（以下「E種転換請求期間」という。）いつでも、当社に対して、普通株式の交付と引換えに、その有するE種優先株式の全部または一部を取得することを請求することができるものとし、当社はE種優先株主が取得の請求をしたE種優先株式を取得すると引換えに、次に定める数の普通株式を、当該E種優先株主に対して交付するものとする。

(1) E種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

E種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、転換請求にかかるE種優先株式の数に3,704円を乗じて得られる額を、下記に定める取得価額で除して得られる数とする。なお、E種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付はしない。

(2) 取得価額

当初取得価額は、3,704円とする。

(3) 取得価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

普通株式につき株式の分割または株式無償割当てをする場合、以下の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、下記の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後の取得価額は、株式の分割にかかる基準日または株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降これを適用する。
普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または当社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本(3)において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合または合併、株式交換もしくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。調整後の取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また、株主への割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\left(\text{発行済普通株式の数} - \text{当社が保有する普通株式の数} \right) + \frac{\text{新たに発行する普通株式の数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{普通株式1株当たりの時価}}}{\left(\text{発行済普通株式の数} - \text{当社が保有する普通株式の数} \right) + \text{新たに発行する普通株式の数}}$$

当社に取得をさせることによりまたは当社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行または処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日。以下本において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行または処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。

行使することによりまたは当社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の合計額が下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日。以下本において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使されまたは取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。但し、本による取得価額の調整は、当社の取締役、監査役または従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。

- (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記 および のいずれかに該当する場合には、当社はE種優先株主およびE種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整後の取得価額、適用の日およびその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行うものとする。

合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継または新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。

前 のほか、普通株式の発行済株式の総数（但し、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。

- (c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (d) 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。
- (e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。

5. 普通株式を対価とする取得条項

当社は、E種転換請求期間中に取得請求のなかったE種優先株式の全部を、E種転換請求期間の末日の翌日以降いつでも、当社取締役会が別に定める日（以下「強制転換日」という。）が到来することをもって普通株式の交付と引換えに取得するものとし、当社は、かかるE種優先株式を取得するのと引換えに、かかるE種優先株式の数に3,704円を乗じて得られる額を、2030年7月28日における取得価額で除して得られる数の普通株式をE種優先株主に対して交付するものとする。E種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

6. 金銭を対価とする取得条項

- (1) 当社は、いつでも、当社取締役会が別に定める日（以下「強制償還日」という。）が到来することをもって、法令上可能な範囲で、金銭の交付と引換えに、E種優先株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当社は、かかるE種優先株式を取得するのと引換えに、下記(2)に定める額（以下「強制償還価額」という。）の金銭をE種優先株主に対して交付するものとする。なお、E種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。

(2) 強制償還価額

強制償還価額は、E種優先株式1株につき、3,704円とする。

7. 株式の併合または分割、募集株式の割当て等

- (1) 当社は、E種優先株式について株式の併合または分割は行わない。
- (2) 当社は、E種優先株主には募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。

8. 優先順位

- (1) A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式、譲渡制限種類株式および普通株式にかかる剰余金の配当の支払順位は、A種優先株式にかかる剰余金の配当を第1順位とし、B種優先株式、C種優先株式およびD種優先株式にかかる剰余金の配当を第2順位（それらの間では同順位とし、B種優先株主の有するB種優先株式の数にB種優先配当金を乗じて得られる額、C種優先株主の有するC種優先株式の数にC種優先配当金を乗じて得られる額およびD種優先株主の有するD種優先株式の数にD種優先配当金を乗じて得られる額に応じて配当財産を割り当てる。）とし、E種優先株式にかかる剰余金の配当を第3順位とし、譲渡制限種類株式および普通株式にかかる剰余金の配当を第4順位（それらの間では同順位かつ同額とする。）とする。
- (2) A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式、譲渡制限種類株式および普通株式にかかる残余財産の分配の支払順位は、A種優先株式にかかる残余財産の分配を第1順位とし、B種優先株式、C種優先株式およびD種優先株式にかかる残余財産の分配を第2順位（それらの間では同順位とし、B種優先株主の有するB種優先株式の数にB種優先残余財産分配金を乗じて得られる額、C種優先株主の有するC種優先株式の数にC種優先残余財産分配金を乗じて得られる額およびD種優先株主の有するD種優先株式の数にD種優先残余財産分配金を乗じて得られる額に応じて残余財産を割り当てる。）とし、E種優先株式にかかる残余財産の分配を第3順位とし、譲渡制限種類株式および普通株式にかかる残余財産の分配を第4順位（それらの間では同順位かつ同額とする。）とする。
- (3) 本内容におけるB種優先配当金、C種優先配当金、D種優先配当金、B種優先残余財産分配金、C種優先残余財産分配金およびD種優先残余財産分配金の用語は、いずれも定款第2章の2で定義される意味で用いられる。

9. 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無

種類株主総会の決議を要しない旨の定款の定めはありません。

10. 株主総会において議決権を有する理由

当社のガバナンスの観点から議決権を有しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権及び新株予約権付社債はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成25年11月8日 (注) 1	80,740	24,568,798		700,000		600,000
平成25年11月12日 (注) 2	1,188,287	25,757,085		700,000		600,000
平成25年11月14日 (注) 3	37,855	25,719,230		700,000		600,000
平成25年11月28日 (注) 4	56,375	25,775,605		700,000		600,000
平成25年11月29日 (注) 5	38,437	25,737,168		700,000		600,000
平成25年12月3日 (注) 6		25,737,168	600,000	100,000		600,000

(注) 1. 優先株式の転換

B種優先株式の取得請求権行使による普通株式40,389株及びC種優先株式の取得請求権行使による普通株式40,351株の増加によるものであります。

2. 優先株式の転換

B種優先株式の取得請求権行使による普通株式1,188,287株の増加によるものであります。

3. 自己株式の消却

自己株式(B種優先株式10,343株)及び自己株式(C種優先株式27,512株)の消却によるものであります。

4. 優先株式の転換

C種優先株式の取得請求権行使による普通株式56,375株の増加によるものであります。

5. 自己株式の消却

自己株式(C種優先株式38,437株)の消却によるものであります。

6. 資本金の減少

会社法第447条第1項の規定に基づき資本金の額を減少してその他資本剰余金に振り替えたものであります。

7. 平成25年9月25日開催の取締役会決議により、平成26年2月1日付で1株につき10株の割合で株式分割を実施しており、発行済株式数が203,441,985株増加して229,179,153株となっております。

8. 平成25年7月3日に提出した有価証券届出書に記載した「手取金の使途」について、重要な変更が生じております。

変更の理由

当社は、平成25年7月31日払込みの第三者割当増資を実施し、12億円(このうち4億49百万円はデット・エクイティ・スワップによるため、払込資金は7億50百万円)の資金調達を行いました。発行諸費用を差し引いた差引手取概算額7億40百万円について、当社は平成25年8月から平成26年7月にかけて不動産仕入資金に6億円、平成25年8月から平成25年12月にかけて運転資金に1億40百万円を使用する予定でした。

当社は平成25年12月20日付で借入を行い、販売用不動産の仕入資金を調達いたしました。第三者割当増資実施当時は、増資により調達した資金の大部分を販売用不動産の仕入資金とする予定でしたが、この借入実行により、当社の資金繰りが改善され、また、自己資金以上の金額で好条件の販売用不動産の仕入もできる見込みとなりました。

これらの状況から、不動産仕入資金に充当する予定であった資金のうち、82百万円を運転資金のうちの過去の公租公課の繰り延べ支払に充当することといたしました。

変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(変更前)

手取金の使途

具体的な使途	金額	支出予定時期
--------	----	--------

不動産仕入資金	600百万円	平成25年8月～平成26年7月
運転資金	140百万円	平成25年8月～平成25年12月

(変更後)

手取金の使途

具体的な使途	金額	支出予定時期
不動産仕入資金	518百万円	平成25年8月～平成26年7月
運転資金	222百万円	平成25年8月～平成25年12月

(6) 【大株主の状況】

「所有株式数別」

平成26年1月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
秋元 竜弥	東京都目黒区	15,621,048	60.69
有限会社佐藤総合企画	東京都世田谷区駒沢2丁目18番26号	750,000	2.91
株式会社夢真ホールディングス	東京都文京区大塚3丁目11-6	750,000	2.91
中谷 宅雄	大阪府松原市	639,200	2.48
山崎 一弘	大阪府八尾市	422,400	1.64
株式会社エム・エル・エス	東京都渋谷区道玄坂2丁目16-4	218,939	0.85
井 康彦	福岡県福岡市中央区	160,417	0.62
BARCLAYS CAPITAL SECURITIES LIMITED (常任代理人 パークレイズ証券株式会社)	5 THE NORTH COLONNADE CANARY WHARF LONDON E14 4BB UNITED KINGDOM (東京都港区六本木6丁目10番1号)	149,525	0.58
牧間 次夫	千葉県袖ヶ浦市	123,000	0.48
緒方 顕吉	福岡県福岡市中央区	105,079	0.41
計		18,939,608	73.59

「所有議決権数別」

平成26年1月31日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権 に対する所有議 決権数の割合 (%)
秋元 竜弥	東京都目黒区	15,613,040	60.68
有限会社佐藤総合企画	東京都世田谷区駒沢2丁目18番26号	750,000	2.92
株式会社夢真ホールディングス	東京都文京区大塚3丁目11-6	750,000	2.92
中谷 宅雄	大阪府松原市	639,200	2.48
山崎 一弘	大阪府八尾市	422,400	1.64
株式会社エム・エル・エス	東京都渋谷区道玄坂2丁目16-4	218,939	0.85
井 康彦	福岡県福岡市中央区	160,417	0.62
BARCLAYS CAPITAL SECURITIES LIMITED (常任代理人 パークレイズ証券株式会社)	5 THE NORTH COLONNADE CANARY WHARF LONDON E14 4BB UNITED KINGDOM (東京都港区六本木6丁目10番1号)	149,525	0.58
牧間 次夫	千葉県袖ヶ浦市	123,000	0.48
緒方 顕吉	福岡県福岡市中央区	105,079	0.41
計		18,931,600	73.58

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

(平成26年1月31日現在)

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種優先株式 8,916		(注)1
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 22,604,665 C種優先株式 824,355 D種優先株式 2,160,410 E種優先株式 138,822	22,604,665 824,355 2,160,410 138,822	(注)1
単元未満株式			
発行済株式総数	25,737,168		
総株主の議決権		25,728,252	

(注)1 A種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式の内容は、「1(1)発行済株式」の内容欄に記載しております。

【自己株式等】

平成26年1月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
計					

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出後、当四半期累計期間における役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 退任役員

役名	職名	氏名	退任年月日
取締役	事業部長	牧口正一	平成25年11月30日

第4 【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期会計期間(平成25年11月1日から平成26年1月31日まで)及び第2四半期累計期間(平成25年8月1日から平成26年1月31日まで)に係る四半期財務諸表について、明誠監査法人により四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1【四半期財務諸表】
(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成25年7月31日)	当第2四半期会計期間 (平成26年1月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	50,837	648
販売用不動産	16,217	551,379
前払費用	1,796	2,239
預け金	726,496	467,149
その他	-	20,709
流動資産合計	795,347	1,042,126
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	-	1,045
有形固定資産合計	-	1,045
投資その他の資産		
出資金	410	210
破産更生債権等	200,000	200,000
その他	7,500	8,678
貸倒引当金	200,000	200,000
投資その他の資産合計	7,910	8,888
固定資産合計	7,910	9,933
資産合計	803,257	1,052,060
負債の部		
流動負債		
短期借入金	-	490,000
1年内返済予定の長期借入金	30,986	27,986
未払金	448,874	129,116
未払費用	19,020	18,748
預り金	779	801
未払法人税等	1,210	605
未払消費税等	1,765	-
その他	-	35,727
流動負債合計	502,635	702,985
固定負債		
長期借入金	38,384	35,384
退職給付引当金	4,285	3,481
固定負債合計	42,670	38,866
負債合計	545,305	741,852
純資産の部		
株主資本		
資本金	700,000	100,000
資本剰余金	600,000	600,000
利益剰余金	1,043,982	390,634
株主資本合計	256,017	309,365
新株予約権	1,934	842
純資産合計	257,951	310,207
負債純資産合計	803,257	1,052,060

(2)【四半期損益計算書】
【第2四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期累計期間 (自平成24年8月1日 至平成25年1月31日)	当第2四半期累計期間 (自平成25年8月1日 至平成26年1月31日)
売上高	1,619,743	1,746,811
売上原価	1,775,454	1,591,432
売上総利益又は売上総損失()	155,710	155,378
販売費及び一般管理費	¹ 158,093	¹ 92,514
営業利益又は営業損失()	313,803	62,863
営業外収益		
受取利息	7	11
受取手数料	451	713
雑収入	24	5
営業外収益合計	483	731
営業外費用		
支払利息	20,022	3,794
支払手数料	-	7,350
消費税相殺差損	-	1,983
その他	3,891	-
営業外費用合計	23,914	13,127
経常利益又は経常損失()	337,233	50,467
特別利益		
債務免除益	553,035	2,396
新株予約権戻入益	829	1,092
特別利益合計	553,864	3,488
特別損失		
投資有価証券売却損	1,305	-
特別損失合計	1,305	-
税引前四半期純利益	215,325	53,955
法人税、住民税及び事業税	606	607
法人税等合計	606	607
四半期純利益	214,719	53,348

(3)【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第2四半期累計期間 (自平成24年8月1日 至平成25年1月31日)	当第2四半期累計期間 (自平成25年8月1日 至平成26年1月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期純利益	215,325	53,955
減価償却費	-	34
退職給付引当金の増減額(は減少)	114	803
受取利息及び受取配当金	7	11
支払利息	20,022	3,794
債務免除益	553,035	2,396
新株予約権戻入益	829	1,092
投資有価証券売却損益(は益)	1,305	-
たな卸資産の増減額(は増加)	1,773,174	535,161
前渡金の増減額(は増加)	-	3,000
その他の流動資産の増減額(は増加)	4,562	17,830
未払消費税等の増減額(は減少)	170,194	1,765
前受金の増減額(は減少)	-	3,000
その他の流動負債の増減額(は減少)	33,680	287,084
その他	9,901	-
小計	1,266,660	788,361
利息及び配当金の受取額	7	11
利息の支払額	78,827	4,116
法人税等の支払額	1,211	1,212
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,186,628	793,678
投資活動によるキャッシュ・フロー		
出資金の回収による収入	-	100
有形固定資産の取得による支出	-	1,080
貸付金の回収による収入	125,000	-
差入保証金の回収による収入	36	-
差入保証金の差入による支出	-	1,178
投資有価証券の売却による収入	3,462	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	128,498	2,158
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	1,447,411	490,000
長期借入金の返済による支出	56,034	3,698
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,503,446	486,301
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	188,318	309,535
現金及び現金同等物の期首残高	211,130	777,333
現金及び現金同等物の四半期末残高	22,811	467,797

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(会計方針の変更等)

該当事項はありません。

(四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

該当事項はありません。

(追加情報)

該当事項はありません。

(四半期損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な項目及び金額は次のとおりであります。

	前第2四半期累計期間 (自 平成24年8月1日 至 平成25年1月31日)	当第2四半期累計期間 (自 平成25年8月1日 至 平成26年1月31日)
販売手数料	46,353千円	5,926千円
給与及び賞与	14,468	10,812
管理諸費	50,626	31,852

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期残高と四半期貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前第2四半期累計期間 (自 平成24年8月1日 至 平成25年1月31日)	当第2四半期累計期間 (自 平成25年8月1日 至 平成26年1月31日)
現金及び預金勘定	8,518千円	648千円
預け金	14,292	467,149
現金及び現金同等物	22,811	467,797

(株主資本等関係)

前第2四半期累計期間(自 平成24年8月1日 至 平成25年1月31日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第2四半期会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期累計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

当第2四半期累計期間(自 平成25年8月1日 至 平成26年1月31日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第2四半期会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期累計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

当社は、平成25年10月30日開催の定時株主総会における決議に基づき、平成25年12月3日付で、資本金を600,000千円減少してその他資本剰余金に振り替え、その他資本剰余金600,000千円を繰越利益剰余金に振り替え、欠損填補に充当しております。

この結果、当第2四半期末において、資本金は100,000千円、その他資本剰余金は0円となっております。

なお、株主資本合計金額には、著しい変動はありません。

(金融商品関係)

金融商品の四半期貸借対照表計上額その他の金額は、前事業年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(有価証券関係)

有価証券の四半期貸借対照表計上額その他の金額は、前事業年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(デリバティブ取引関係)

当社はデリバティブ取引を行っていないため、該当事項はありません。

(持分法損益等)

当社は関連会社がないため、該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期累計期間(自 平成24年8月1日 至 平成25年1月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント		合計	調整額 (注1)	合計
	不動産再活事業	不動産賃貸 収益等事業			
売上高					
外部顧客への売上高	1,581,030	38,713	1,619,743		1,619,743
セグメント間の内部売上高 又は振替高					
計	1,581,030	38,713	1,619,743		1,619,743
セグメント損失()	192,420	11,902	204,323	109,480	313,803

(注) 1. セグメント損失()の調整額 109,480千円は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費(全社費用)であります。

2. セグメント損失()は、四半期損益計算書の営業損失と調整を行っております。

当第2四半期累計期間(自 平成25年8月1日 至 平成26年1月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント		合計	調整額 (注1)	合計
	不動産再活事業	不動産賃貸 収益等事業			
売上高					
外部顧客への売上高	1,724,746	22,064	1,746,811		1,746,811
セグメント間の内部売上高 又は振替高					
計	1,724,746	22,064	1,746,811		1,746,811
セグメント利益	133,313	15,722	149,036	86,172	62,863

(注) 1. セグメント利益の調整額 86,172千円は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費(全社費用)であります。

2. セグメント利益は、四半期損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第2四半期累計期間 (自平成24年8月1日 至平成25年1月31日)	当第2四半期累計期間 (自平成25年8月1日 至平成26年1月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	2円14銭	25銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益(千円)	214,719	53,348
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	214,719	53,348
普通株式の期中平均株式数(株)	100,273,370	215,725,741
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要		

- (注) 1 当社は、平成26年2月1日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、1株当たり四半期純利益金額および潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額は、当該株式分割が前事業年度の期首に行われたと仮定して算定しております。
- 2 前第2四半期累計期間及び当第2四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

1. 株式分割の実施および単元株制度の採用

当社は、平成25年9月25日開催の取締役会および平成25年10月30日開催の定時株主総会ならびに必要な種類株主総会の決議により、平成26年2月1日を効力発生日として、株式分割および単元株制度を採用いたしました。

(1) 目的

当社は、全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、株式分割を実施するとともに、単元株制度を採用いたしました。

(2) 株式分割の方法

平成26年1月31日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を、1株につき10株の割合をもって分割いたしました。

(3) 株式分割により増加する株式数

平成26年1月31日最終の普通株式の発行済株式総数に9を乗じた株式数といたしました。

株式の分割前の発行済株式総数	普通株式	22,604,665株
	A種優先株式	8,916株
	B種優先株式	株
	C種優先株式	824,355株
	D種優先株式	2,160,410株
	E種優先株式	138,822株
	譲渡制限種類株式	株
	合計	25,737,168株
株式の分割により増加する株式数	普通株式	203,441,985株
	A種優先株式	株
	B種優先株式	株

	C種優先株式	株
	D種優先株式	株
	E種優先株式	株
	譲渡制限種類株式	株
	合計	203,441,985株
株式の分割後の発行済株式総数	普通株式	226,046,650株
	A種優先株式	8,916株
	B種優先株式	株
	C種優先株式	824,355株
	D種優先株式	2,160,410株
	E種優先株式	138,822株
	譲渡制限種類株式	株
	合計	229,179,153株
株式の分割後の発行可能株式総数	普通株式	851,170,520株
	A種優先株式	8,916株
	B種優先株式	26,701株
	C種優先株式	2,160,476株
	D種優先株式	2,160,410株
	E種優先株式	138,822株
	譲渡制限種類株式	1,818,182株
	合計	857,484,027株

(4) 単元株式の数

100株

(5) 株式分割および単元株制度採用の時期

平成26年2月1日

(6) 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割が前事業年度の期首に行われたと仮定した場合の1株当たり情報は、「注記事項(1株当たり情報)」に記載のとおりであります。

2. 有限会社奨建築の株式の取得

当社は、平成26年2月13日開催の取締役会において、有限会社奨建築の全株式を取得し、子会社化することについて決議し、平成26年3月3日付で株式譲渡契約を締結し、全株式を取得しております。

(1) 名称	有限会社奨建築
(2) 所在地	東京都世田谷区池尻二丁目21番21号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 中川将利
(4) 事業内容	建築の設計施工ならびにその請負
(5) 資本金	3百万円
(6) 設立年月日	平成17年7月7日
(7) 大株主及び持株比率	中川将利100%

3. 第三者割当により発行される株式の募集

当社は、平成26年3月3日開催の取締役会において、以下のとおり、第三者割当により発行される株式の募集を行うことについて決議しました。

- | | | |
|----------------------|--|------------------------|
| (1) 発行新株式数 | 普通株式 | 7,826,400株 |
| (2) 発行価額 | 普通株式1株につき金 | 115円 |
| (3) 発行価額の総額 | | 900,036,000円 |
| (4) 出資財産の内容及び価額 | (金銭による出資) | 900,036,000円 |
| (5) 増加する資本金及び資本準備金の額 | 資本金の額 | 総額450,018,000円 |
| | 資本準備金の額 | 総額450,018,000円 |
| (6) 募集又は割当方法 | | 第三者割当の方法による |
| (7) 申込期間 | | 平成26年3月19日から平成26年3月24日 |
| (8) 払込期間 | | 平成26年3月19日から平成26年3月24日 |
| (9) 割当予定先及び割当株式数 | 株式会社夢真ホールディングス | 2,174,000株 |
| | 株式会社我喜大笑 | 2,174,000株 |
| | 青山洋一 | 869,600株 |
| | 大塚洋史 | 869,600株 |
| | 須田忠雄 | 869,600株 |
| | 宮本宏三 | 434,800株 |
| | 諸藤敏一 | 434,800株 |
| (10) その他 | 前各号については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力の発生を条件とする。 | |

4. 当社は、平成26年3月10日付で以下のとおり借入を行いました。

- | | |
|------------|-------------------------------------|
| (1) 借入日 | 平成26年3月10日 |
| (2) 金額 | 315百万円 |
| (3) 金利 | 年4.3% |
| (4) 返済期限 | 平成27年3月31日 |
| (5) 貸付人 | 株式会社新銀行東京
(住所：東京都新宿区西新宿一丁目21番1号) |
| (6) 担保状況 | 当社が仕入れる販売用不動産に担保設定 |
| (7) 資金使途 | 東京都港区所在の収益ビルの取得資金 |
| (8) 当社との関係 | 資本関係、人的関係、取引関係はありません。 |

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年 3月13日

株式会社アルデプロ
取締役会 御中

明誠監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 市 原 豊 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 西 谷 富 士 夫 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社アルデプロの平成25年8月1日から平成26年7月31日までの第27期事業年度の第2四半期会計期間（平成25年11月1日から平成26年1月31日まで）及び第2四半期累計期間（平成25年8月1日から平成26年1月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アルデプロの平成26年1月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

1. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、平成25年9月25日開催の取締役会および平成25年10月30日開催の定時株主総会ならびに必要な種類株主総会の決議により、平成26年2月1日を効力発生日として、株式分割および単元株制度を採用している。
2. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、平成26年2月13日開催の取締役会において、有限会社奨建築の全株式を取得し、子会社化することについて決議し、平成26年3月3日付で株式譲渡契約を締結し、全株式を取得している。

- 3．重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、平成26年3月3日開催の取締役会において、第三者割当により発行される株式の募集を行うことについて決議している。
- 4．重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成26年3月10日に315百万円の借入を実行した。
- 当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。